

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重傷	軽傷	CO中毒	火災	事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等	備考
2021/01	2022/06/06	油だき温水ボイラ	兵庫県	1					(死亡1名)宿泊施設で当該製品を使用して湯張り後、入浴時の火傷により、1名が死亡した。	○使用者(宿泊施設)は、当該製品を能力切替スイッチが「大」、ダイヤル式温度調節つまみが「高」の設定で使用していた。○使用者は、浴槽へ給湯の際、湯の温度を上げるために従来よりも蛇口を絞った状態で給湯し、自然放熱により丁度よい湯加減にして使用していた。○使用者は、過去に宿泊客から「風呂の湯温がぬるい。」とのクレームがあったためガス事業者へ相談し、ガス事業者が「蛇口の湯量を絞れば湯温が高くなる。」とアドバイスしたため、蛇口の湯量を絞って浴槽の湯張りを行っていた。○取扱説明書には、「高い温度の湯が必要なときは、給湯栓を絞って湯の量を少なくする。」旨、記載されている。○当該製品は、継続使用されているため確認できなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、使用者(宿泊施設)が当該製品からの給湯温度を上げるために蛇口の湯量を絞ったことで浴槽に高温の湯が張られたため、被害者が入浴時に火傷を負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2021/01/02	2022/06/06	石油ストーブ(開放式)	愛知県					○(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中、異音が生じて当該製品の前面から火がはしり、付近の掛け布団に火が着いて火災になったとの申出内容であった。○使用者は、掛け布団等に水を掛けて消火中、当該製品が燃焼中であることに気づき、消火ボタンを押して消火した。○当該製品は全体が焼損しており、上部よりも下部の焼損が強く、前面パネルの焼損が著しかった。○燃焼筒に異常燃焼の痕跡はなく、しん調節つまみは消火位置になり、しんは消火位置まで下がっていた。○カートリッジタンクの口金は閉まっており、油受皿に油漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。		
2021/01/02	2022/06/06	石油ファンヒーター(開放式)	大阪府					○使用中の石油ファンヒーター付近から異音が生じて出火し、周辺を焼損した。	事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、事故品に異常燃焼や油漏れの痕跡はなく、電気部品に出火の痕跡はないことから、製品に起因しない事故と推定される。		
2021/01/02	2023/01/13	石油ストーブ(開放式)	宮城県	2				○石油ストーブ付近から出火して住宅を全焼し、2人が死亡した。	事故品は、カートリッジタンクのふた(ネジ式)の締め付けが不完全であったため、灯油が漏れて引火し火災に至った可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明であり、製品起因が否かを含め、原因の特定はできなかった。		
2021/01/15	2022/06/06	石油給湯機付ふろがま	熊本県					石油ふろがまから発煙し、機器内部が焼損した。	事故品の電磁弁に使用されているリング(パッキン)が劣化して硬化、収縮し、器具内に油漏れが発生したことから、漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと考えられる。		
2021/01/23	2022/06/06	石油ファンヒーター(開放式)	滋賀県			3		○使用中の石油ファンヒーター付近から出火し、周辺を焼損した。	事故品に異常は認められず、カートリッジタンク等からガソリンが検出されたことから、消費者がガソリンを誤給油後に1時間以上使用して消火後、カートリッジタンク等に灯油を入れ替えて使用したが、滞留していたガソリンのガスが点火時に引火した事故と考えられ、消費者の誤使用による事故と推定される。なお、取扱説明書、本体表示、カートリッジタンク表示には、「ガソリン使用禁止」と記載されている。		
2021/01/31	2023/1/13	石油ストーブ(密閉式、床暖房機能付)	北海道					○(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、密閉式の石油温風暖房機(ストーブ)と床暖房用ボイラーが一体となった製品であった。○当該製品外観に損傷はなく、排気管及び給排気筒が焼損していた。○ボイラー側燃焼部の熱交換器は大量のすすが付着し、フィンが目詰まりしていたが、ストーブ側燃焼部に異常は認められなかった。○排気管は給排気筒トップにタール分がカーボンに変化したような燃焼生成物が付着し、当該製品排気口と延長排気管接合部のリング及び断熱クロスが焼失していた。○当該製品に接続された床暖房の温水暖房負荷は867.6kcalでありは、工事説明書に記載された最低量より熱負荷が小さかった。●当該製品は、床暖房の熱負荷を小さく施工したため、床暖房用ボイラーがポット式バーナー内の灯油が燃え切らないうちに運転と停止を繰り返して燃焼不良状態となり、ボイラー側から続く排気経路に燃焼不良により発生した未燃灯油が積み込んだすすが堆積し、バーナーが異常燃焼した際に排気経路内のすすの灯油分に着火したものと推定される。なお、工事説明書には、「温水暖房負荷が1.40kw(1,200kcal/h)以上になるようにシステムを組む。」旨、記載されている。		
2021/02/06	2023/1/13	石油ストーブ(開放式)	宮城県		2			○(火災)建物を全焼する火災が発生した。当該製品が現場にあった。	○当該製品全体が著しく焼損していた。○燃焼筒にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しん、点火レバー及びしん上下レバーは消火位置にあった。○カートリッジタンクの口金(キャップ)は、約90度更に閉められる状態であり、給油口を下側にするとう油が漏れることが認められた。○カートリッジタンクは廊下に落ちていた。○当該製品を確認できず、詳細な使用状況は不明であった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、給油したカートリッジタンクを製品本体に戻そうとした際、灯油がこぼれて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	製造から30年以上経過した製品	
2021/02/07	2023/01/13	石油ストーブ(開放式)	神奈川県					給油のため石油ストーブからカートリッジタンクを取り出したところ、出火して周辺を焼損した。	被害者が、当該製品のカートリッジタンクのキャップが確実に閉まっていない状態で、カートリッジタンクを本体から取り出した際、キャップが外れ、漏れた灯油が発火し、火災に至ったものと推定される。なお、本体及び取扱説明書等には「給油口口金は確実に締める。」旨、記載されている。		
2021/02/18	2022/06/06	石油ストーブ(開放式)	大分県		1			○(火災、軽傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品の天板上や外郭側面等に、炭化した可燃物が付着していた。○しんは緊急消火位置に下がっており、対震自動消火装置が作動した痕跡が認められた。○燃焼筒の内部にすすの付着はなく、不完全燃焼の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重傷	軽傷	CO中毒	火災	事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等	備考
2021/03/11	2023/1/13	石油給湯機	秋田県					○	(火災)当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、周辺を破損した。	○当該製品を使用中に「ボン」と一度爆発音がしたため見に行ったところ、異臭がし、当該製品を設置した小屋の壁が破損していた。○当該製品の外郭に焼け、変形等の異常は認められなかった。○バーナー、熱交換器、サイレンサー、排気筒及び電装部品に焼損等の異常は認められなかった。○送油経路から灯油が漏れた痕跡はなく、燃焼及び排気経路から排気が漏れた痕跡も認められなかった。○バーナーの燃焼筒、燃焼用送風機の送風経路、熱交換器内部等にすずの付着が認められた。○燃焼用送風機の給気口周りにタールのような異物の付着が認められた。○当該製品は、事故発生の2、3日前に使用者が煙突の掃除を行っていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に火に至る異常は認められないことから、排気口と煙突の接続部から漏れた未燃ガスが還流し、不完全燃焼となつて発生するとともに、未燃ガスに着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	製造から10年以上経過した製品
2021/03/13	2022/06/06	石油ストーブ(開放式)	埼玉県					○	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者が当該製品にカートリッジタンクを戻そうと繰り返し出し入れしていたところ、カートリッジタンクのキャップが外れて灯油が漏れたとの申出内容であった。○事故発生以前から、当該製品の消火ボタンを押した後も火が消えずに残っていることがあった。○カートリッジタンクのキャップは外れた状態でタンク室内から発見された。○カートリッジタンクのロ口に破損や変形は認められず、キャップが確実に閉まった状態では給油口からの液漏れは認められなかった。○本体内部はカートリッジタンク側が著しく焼損していた。●使用者が、当該製品のカートリッジタンクのキャップが確実に閉まっていなかった状態で、カートリッジタンクを本体に戻そうとした際、キャップが外れ、漏れた灯油が発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油口ロ金は確実に締める。」旨、記載されている。	
2021/04/18	2022/06/06	石油ファンヒーター(開放式)	福島県					○	使用中の石油ファンヒーター付近から出火し、周辺を焼損した。	事故品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、事故品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2021/08/21	2023/1/13	油だき温水ボイラ	福島県					○	(火災)宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品内部全体にすずが付着しているが、特に当該製品底部及びファン周辺の焼損が著しかった。○オイルストレーナーのカップが緩んでいた。○電磁ポンプ下部のリターンバルブが欠落していた。○給油配管よりオイルを供給すると、オイルストレーナー及び電磁ポンプ下部(リターンバルブ欠落部)より多量のオイル漏れが認められた。○当該製品は、時期は不明であるが、事故発生以前にオイル配管を交換していた。●当該製品は、経年劣化(28年)及びオイルストレーナーのカップ部が緩んでいたことにより、オイルストレーナー及び電磁ポンプ下部よりオイルが漏れて当該製品の底部に滞留し、漏れたオイルに引火したものと推定される。	
2021/09/23	2023/01/13	石油ストーブ(開放式)	兵庫県					○	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○使用者は、当該製品の斜め上に園芸用支柱を吊るして洗濯物を干し、当該製品を点火後にその場を離れ、約10分後に戻ったところ当該製品の下部や周辺が燃えていた。○使用された燃料は、無色透明で正常な灯油であった。○当該製品の燃焼筒にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○当該製品のしん案内筒内部にすずの付着はなく、置台に過熱の痕跡がなかったことから、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。○しんは消火位置にあり、しんの先端部にタールの付着はなく、異常は認められなかった。○固定タンクに油漏れの痕跡は認められなかった。○取扱説明書には、「衣類などの乾燥には使用しない。衣類が乾燥するとストーブの熱気でゆれて落下して火がつき、火災の原因になる。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼、油漏れ及び吹き返し現象の痕跡は認められず、当該製品の上部に干されていた洗濯物が落下して発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2021/11/09	2023/01/13	石油ファンヒーター(開放式)	山口県	1		1		○	使用中の石油ファンヒーター付近から出火し、住宅を全焼、1人が死亡し、1人が軽傷を負った。	事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、事故品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2021/11/11	2023/01/13	石油給湯機	山口県	1				○	(CO中毒、死亡1名)当該製品を使用中、浴室で一酸化炭素中毒により1名が死亡した。	○当該製品は屋外設置仕様の石油給湯機で、設置当初は屋外に設置されていたが、家屋の増築の際、設置場所が壁で囲われ、屋内設置状態となっていた。○当該製品は、給気及び排気経路に不完全燃焼によるすずが付着しており、また、事故発生現場での再現試験において、当該製品の設置場所に隣接した浴室に排気ガスが流れ、浴室内のCO濃度が上昇することが確認された。○使用者は増築後、灯油供給業者から当該製品を使用する際、設置場所の排気用換気扇の使用と給気確保のために窓を開けることを注意されていたが、事故発生日、これらを行っていなかった。●当該製品は屋外設置仕様のものを増築により壁を設けて屋内設置状態で使用し、事故発生日は換気を行わなかったため、不完全燃焼により高濃度の一酸化炭素が含まれた排気ガスが発生し、これが隣接の浴室に流入したことにより事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器や排気口を波板等で囲まない。酸欠事故が発生したり、不完全燃焼、火災の原因となる。」旨、記載されている。	製造から15年以上経過した製品
2021/12/19	2023/01/13	石油ストーブ(開放式)	福岡県					○	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事務所兼住宅の2階リビングで、製品の正面と背面側の窓を開けたまま当該製品を点火し、外出後、帰ってくると当該製品から出火していた。○当該製品は、各所にすずの付着が認められたほか、化粧板に熱変色、しん調節つまみの上部に溶融等が認められた。○製品内部は上面板内側及び外炎筒内側全体に多量のすずの付着が認められた。○しん上下動機構の部品及び動きに異常は認められなかった。○対震自動消火装置機構のばね部品は受熱により反発力が低下していた。○開放油タンクに腐食の痕跡は認められず、開放油タンク底面及びしん案内筒内側に、吹き返し等の異常燃焼の形跡は認められなかった。○燃焼筒、しん等の部品に異常燃焼の痕跡は認められなかった。●当該製品は、前後に風が当たる状態で火力を小さくして使用したことにより、炎の風に対する耐力が弱まって不完全燃焼を起こし、すずを発生、堆積させるとともに化粧板等の熱変色及びしん調節つまみ等を溶融させたものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「ストーブから離れるときは必ず消火する。」、「風の当たるところでは使用しない。」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重傷病	軽傷病	CO中毒	火災	事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等	備考
2021/12/27	2023/01/13	石油ファンヒーター(開放式)	大阪府					○	使用中の石油ファンヒーターから出火して、店舗を全焼したほか、建物1棟を類焼した。	事故品に異常燃焼等の出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
※3 B2:「B1」以外の事故